

高萩地区住民自治協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、高萩地区住民自治協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、市民協働によるまちづくりを通じて、高萩地区の住民相互の交流と親睦を図り、公共の利益の増進、生活環境の保持・改善、文化・福祉の向上等に努め、暮らしやすく人が集う豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(活動の範囲)

第3条 協議会の活動範囲は、高萩地区（旧高萩小学校区）とする。ただし、他の協議会と協力、連携して活動する場合はこの限りでない。

(事業)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域福祉の推進に関すること。
- (2) 地域防災、防犯、交通安全の推進に関すること。
- (3) 地域環境の保全に関すること。
- (4) 地域教育の推進に関すること。
- (5) 郷土文化の振興に関すること。
- (6) 地域産業の振興に関すること。
- (7) 前各号に係る活動の担い手の育成及び支援に関すること。
- (8) その他目的達成のために必要な活動に関すること。

(事務所)

第5条 協議会の事務所は、会長宅に置く。

第2章 組織及び役員

(構成)

第6条 協議会の会員は、高萩地区に居住する住民及び別表に掲げる各種活動団体等をもって構成する。

(委員)

第7条 協議会の委員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、第2号、第3号及び第4号については総会で承認された者とする。

- (1) 別表に掲げる各種活動団体等ごとに選出された者
- (2) 会長が推薦する者
- (3) 知識経験を有する者
- (4) 公募住民

(入会及び退会)

第8条 協議会に入会を希望する者は、会長に対して、書面により入会を申し込むものとする。

2 前項の入会の申し込みがあったときは、役員会において入会の可否を決定するものとする。

3 協議会を退会しようとする者は、会長に対して、その旨を書面により届け出るものとする。

(役員)

第9条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 幹事 若干名
- (5) 会計 2名
- (6) 部会長 若干名
- (7) 副部会長 若干名
- (8) 監事 2名

2 役員は、部会長、副部会長を除き、総会において、委員の中から選出する。

3 副会長は事務局長を兼務することができる。

4 副会長、事務局長、幹事は会計を兼務することができる。

5 役員は、部会長、副部会長を兼務することができる。

6 事務局長を補佐するため、必要に応じて、事務局次長を置くことができる。

(顧問及び相談役)

第10条 総会の承認を得て、協議会に顧問及び相談役を置くことができる。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (3) 事務局長は、協議会の運営及び活動に伴う事務を担当する。
- (4) 幹事は、必要に応じて会長の命を受けて会務を分担する。
- (5) 会計は、協議会の運営及び活動に伴う経理事務を担当する。
- (6) 部会長は、担当する部会の運営を行う。
- (7) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (8) 監事は、協議会の会計監査の事務を担当する。

(委員及び役員の仕事)

第12条 委員及び役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員及び役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(部会)

第13条 事業の推進を図るため、協議会に、必要に応じて活動別の部会を置くことができる。

2 部会は、委員及び会員の中から、役員会の同意を得て会長が選任した者をもって組織し、部会員とする。

3 部会に、部会長、副部会長を置く。

4 部会長、副部会長は、部会において、部会員の中から互選により選出する。

5 部会には、会計その他の役員を置くことができる。

6 前項の役員は、部会員の中から部会長が選任する。

7 部会員及び第5項の役員の任期は、第12条を準用する。

第3章 会議

(会議)

第14条 協議会の会議は、総会、役員会及び部会とする。

(総会)

第15条 総会は、協議会の最高議決機関であって、委員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集し、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めたとき又は委員の3分の1以上の請求があったときには、臨時総会を開催する。

3 総会は、委員の過半数の出席により成立し、議事は、出席者の過半数によって決する。この場合において、次項により権限の行使を他の委員に委任した者は出席したものとみなす。

4 総会に出席できない委員は、その権限の行使を他の委員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは、議長に委任したものとみなす。

5 総会の議長は、出席委員の互選により選出する。

6 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 地域まちづくり計画に関すること。

(2) 活動計画及び予算に関すること。

(3) 活動報告及び決算を承認すること。

(4) 役員の選任に関すること。

(5) 規約の制定及び改廃に関すること。

(6) 部会の設置に関すること。

(7) その他協議会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること。

(役員会)

第16条 役員会は、第9条の役員をもって構成する。

2 役員会は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

3 役員会は、次の事項を行う。

(1) 総会で決定された活動計画及び予算を執行すること。

(2) 総会において諮るべき事項を審議決定し、総会に提案又は報告すること。

(3) 総会がやむを得ない事情で開催できない場合、その機能を代行すること。

(4) この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項を定めること。

(部会)

第17条 部会は、必要に応じて部会長が招集し、議長となる。

2 部会は、所管事項の企画及び執行を行う。

第4章 会計

(経費)

第18条 協議会の経費は、賛助金、補助金、交付金、寄附金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第19条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計及び資産帳簿の整備)

第20条 協議会は、協議会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。

(監査と報告)

第21条 監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、総会に報告する。

第5章 その他

(委任)

第22条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成23年11月29日から施行する。

2 この協議会の設立当初の委員及び役員の任期は、第12条第1項の規定にかかわらず、この協議会の設立の日から平成26年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成24年4月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年4月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年5月9日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月21日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年4月24日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年6月16日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年5月17日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年4月26日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年5月12日から施行する。

別表（第6条 協議会の構成）（各種活動団体等）

1. 高萩区
2. 受所区
3. 上の台区
4. 中峰区
5. 香取市民生委員児童委員
6. 栗源中学校PTA
7. 栗源小学校PTA
8. 高萩高齢者クラブ
9. 上の台高齢者クラブ
10. 中峰高齢者クラブ
11. 香取市消防団栗源支団
12. 香取市青少年相談員栗源支部
13. 香取市スポーツ推進委員
14. 香取市スポーツ協会
15. 香取市母子保健推進員
16. 高萩地区社会福祉協議会
17. 語るべえ栗源
18. 平成の森を愛する会
19. 香取交通安全協会栗源支部
20. 栗源小学校
21. 栗源中学校
22. ボランティア栗源
23. 高萩つくしんぼ
24. ボランティアみらい
25. 中峰芸座保存会